

宇部市高齢者活動推進事業関係助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがい推進に資するため、高齢者活動の推進にかかる助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、宇部市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）とする。

(助成事業の内容)

第3条 宇部市は、予算の範囲内において、第2条に掲げる連合会が行う事業及び活動に要する経費に対して助成金を交付する。

2 前項の事業及び活動とは、別表に掲げるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする連合会は、助成金交付申請書に、関係書類を添付して宇部市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 宇部市長は、第4条に定める交付の申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を連合会に通知するものとする。

2 宇部市長は、前項の助成金の決定交付に際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の交付)

第6条 前条の通知を受けた連合会は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書を宇部市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第7条 助成金の交付を受けた連合会は、助成金を他の用途へ流用してはならない。

(実績報告)

第8条 連合会は、助成金の交付により行った事業等について、助成金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて遅滞なく宇部市長に提出しなければならない。

- 一 助成金精算書
- 二 事業実績書
- 三 収支決算書

(関係書類の整備)

第9条 助成金の交付を受けた連合会は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第10条 宇部市長は、必要があると認めるときは、助成金を交付した連合会に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(助成金の交付の取り消し等)

第11条 宇部市長は、助成金の交付を受けた連合会が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱に違反したとき。
- 二 助成金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 宇部市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、交付を受けた連合会に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の助成金から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

- 1 健康づくり・介護予防活動
 - ・ 演芸大会、囲碁・将棋大会、文化作品展、門松めぐり等活動等
 - ・ グラウンド・ゴルフ大会、老人スポーツ大会（親睦スポーツ大会含む。）、健康づくり・介護予防用具購入等
 - ・ 高齢者学級活動
- 2 いきがいづくり活動
 - ・ クラブ活動
 - ・ 部会活動
- 3 地域リーダー養成
 - ・ 指導者養成（シニア地域リーダー等）等
- 4 地域見守り・支え合い活動
 - ・ 社会奉仕活動（常盤公園清掃等）
 - ・ 校区社会奉仕活動
- 5 情報発信
 - ・ 会報作成活動
- 6 そのほか